

欧州のエコ・ラベリングシステム

ジュネーブ事務所

欧州では、環境政策が最重要課題のひとつと位置付けられており、環境に関する制度が次々に導入されている。EUの環境政策については本紙7月号でご紹介したが、その中で簡単に触れた欧州のエコラベリングについて、本号では紹介する。

本レポートは、欧州において定着している代表的な4つのエコラベリングとEMASと呼ばれる環境監査のスキーム^(注1)について、これらの活動範囲、管理方法とそのインパクトについて概要と最近の動向をジェットロ・ジュネーブ事務所がとりまとめたものである。

なお、今回の調査では、極力、具体的に対象製品数や実際にラベルを添付している製品数を把握するよう努めたが、分野の区切り方、モデルのカウントの仕方などが不明確、かつ、不統一であることから、推定値が多くなっていることをご容赦願いたい。

1. エコ・ラベルとは

(1) エコ・ラベルとはなにか

エコ・ラベルとは、基本的に個別製品に焦点を当て、その製品が環境保全の要求事項に適合しているかどうかをラベル表示することにより、明確化するものである。EUの場合、エコ・ラベルという用語はある製品（例：洗剤、衣類、コンピュータなど）がどれだけ環境に優しいかという度合いを評価し、定義された基準を満たす製品に対して特別なラベル

を表示することを認めるスキームのことを指している。

欧州のエコ・ラベル制度は、当該制度を運営している機関が要求事項を定めており、ISOやDIN、BSIといった国際・国家規格との明確なリンケージはない。ただし、これら国家規格を参考として使用することは多い。また、政府が関与することがあっても、エコ・ラベルは、基本的に任意の制度である。今回、取り上げた4つの環境ラベル制度も日本に存在する環境ラベル同様、全て任意のも

(注1) EUでは、エコラベルの表示基準は製品別に特定されており、既に認知されている規格を参照するものと参照しないものがあるが、ISO14000とは別の基準である。エコ・オーディットという用語は、定義された場所または定義された組織内における管理が環境に優しいかという度合いを評価するスキームのことを言う。この種の主な欧州のスキームはISO14000と密接に関連している。

のである。

産業界や一般消費者の間でエコ・ラベルがどの程度認知されているかは、国によって大きく異なる。今後、エコ・ラベル・スキームの導入が環境問題に対する消費者の意識を高めることに貢献し、またその意識の反映がスキームをより完成度の高いものへと導いていくことが期待される。エコ・ラベルに関する産業界の反応には幅があり、その関心度は全般的に低いのが現状であるが、環境問題に対する世論の懸念が大きくなるほど、企業がその懸念に理解を示す手段の1つとして、エコ・ラベルについて言及する可能性も高まるだろう。

(2) エコ・ラベルの表示基準

エコラベリングは前述のとおり、製品に焦点をあてたものである^(注2)。すなわち、定義された環境(この用語は、自然環境および/または職場環境を含み得る)への優しさ要件を満たしていることを表すラベルは個々の製品に付けられる。

要件は製品または製品グループ(例:繊維、コンピュータ)別に特定されており、同じ分野の他製品より環境面で優れていると限られた比率の製品を識別することを目的としている。要件は、スキームを提供している機関によって定義されるが、(例えば、製品あたりのエネルギー消費量を計測するためなど)ISOタイプの規格が参考とされることはあるものの、これらの要件を定義する国際規格はない。

エコラベリングは継続的に改善されていくべきものであり、パフォーマンスの水準が高まることが望ましい。つまり、ある分野の製品に対してエコ・ラベルを認めるかどうかの基準は時の経過と共に変化する。その前提に

あるのは、ある分野における全ての製品の環境への優しさの度合いは時が経つにつれて改善し、環境面でベストな製品を識別する敷居も高めなければならない、という考え方である。基準は頻繁に見直され、その頻度は高い場合では3年毎の場合もある。一方、環境監査の場合、規格の実施の基準として環境パフォーマンスの継続的改善の証が基本原則として要求されている。

政府はエコラベル・スキームを法的に義務化してはいないものの、政府の関与は高い。しかし、エコ・ラベルは、基本的に任意の制度である。エコ・ラベルの目的が、他の製品との差別化にあることから、当然ながらその要求基準が高いものとなり、全ての製品に遵守を義務付ける強制的制度とはなじまないためである。また、技術水準の進歩に伴い、表示すべき製品のレベルもどんどん向上することから、強制法規にはなじまないという理由もあるものと考えられる。

2. 4つの主要スキーム

本報告書では、欧州のエコ・ラベル・スキームのうち特に普及度の高い4つのスキームについて検討した。TCOを除く各スキームでは1つのマークを全てのスキーム対象分野で利用している。TCOの場合は、製品または分野別のマークが使われている。

(1) 種類

EUのエコ・ラベル

21分野(例:コンピュータ、繊維、塗料)で利用可能。350製品にラベルが付されている。

TCO99およびTCO01

TCO99はコンピュータおよび周辺機器(例:キーボード、モニタ、プリンタ、コピー)

(注2) 製造品にはなく、工場や組織の環境マネジメントに焦点をあてる環境監査スキームやEMS (Environmental Management Systems) と異なる。

一機)で利用可能。2,500~3,000種のディスプレイ機器(モニタ)にラベルが付されているが、他製品でラベルの付されているものはほとんどない。なお、携帯電話についてのみ利用されるTCO01は発表されたばかりでまだ普及していない。

ノルディック・スワン

最高60の製品カテゴリー(例:紙、IT製品、化学薬品)で利用可能。推定3,000~1万種の製品をカバーする1,150件の「ライセンス」(正確な統計はない)がある。スキームの主な地域はスカンジナビア諸国。

ブルーエンジェル

10分野(例:紙・電気製品・建設資材・衛生用品など)で利用可能。現在3,790の製品についてラベルの利用が認められている(1997年の4,400から減少)。スキームの主な地域はドイツ。

(2) 4つのスキームの比較

普及度

4つのスキームのうち、ノルディック・スワンを除く3つが現在1,000件以上のライセンスまたは認可を付与している。ノルディック・スワンに関する正確な統計は存在しない。

- a) EUのエコラベル・スキーム 10年の運用期間でラベル認定製品数350件。
- b) スウェーデンのTCOスキーム認定製品数 2,500~3,000件(現在のライセンス数は1,500件)
- c) ノルディック・スワン、運営のみによる見積り認定製品数 3,000~1万件
- d) ドイツのブルーエンジェルのエコ・ラベル認定製品数 3,790件

対象分野

- a) EUのエコ・ラベルは、現在21分野を対

象としており、今後分野の拡大を予定している。EUのエコ・ラベルは、電気製品と非電気製品の両方を対象としており、電気製品の例としては、パソコン、ノート型パソコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、食器洗い機があり、非電気製品の例としては、繊維および紙製品、洗剤、土壌改良剤、塗料および靴製品がある。このように広範囲に及んでいることを考えると、上述の4スキームの中でEUエコラベルの利用度や登録数が最も低いのは特筆すべきである。

- b) ノルディック・スワンもまた電気製品と非電気製品の双方を含む約60製品カテゴリーを対象としており、対象範囲が広い。対象製品に含まれるものとしては、(非電気製品としては)繊維、事務製品、紙製品、梱包用品、印刷紙、ティッシュペーパー、おむつなどがあり、電気製品としては、コピー機、プリンタ、ファックス機、冷蔵庫、洗濯機、食器洗い機がある。
- c) ブルーエンジェルは繊維を対象外としており、電気製品(ノート型パソコンを含むコンピュータ、プリンタ、ファックス機、TV、コピー機、冷蔵庫および洗濯機)および非電気製品を対象としている。ブルーエンジェルの運営機関は、今後携帯電話を対象に含めることを検討している。しかし、登録数という点では非電気製品である3分野(再生紙、塗料、絨毯)が登録数全体の3分の1を占めている。
- d) TCOはオフィス機器に焦点をあてている。TCOは世界的な評価を得ているがそのほとんどは、コンピュータ・モニタという単一製品分野において築かれてきた。推定では世界中のモニタの50%がTCOラベルを表示している。今日TCOはその他の分野ではほとんど利

用されていないが、ドイツのブルーエンジェル・スキームと同様に、携帯電話向けのエコ・ラベルの導入が検討されている。

普及とその傾向

エコ・ラベルがどの程度、市場に普及しているか、具体的な数字を提示することの難しさは、例えば複数の色がある紙製品をどのように数えるか、すなわち同じ製品に黄色と赤がある場合、黄色と赤を別製品として2つと数えるか、それとも1つの製品として数えるのか、という問題がある。また、エコ・ラベルのついた製品数を数える代わりに、エコ・ラベル運営機関の従業員数やスキーム参加企業数の伸びや市場浸透度に関するデータを提示することもある。つまり、全てのスキームが全ての分野について統一的に使用しているデータは見当らないと思われる。

上記をふまえて、傾向について以下のような結論を導きだすことができる。

- a) 90年代において国際的に目を見張る成長を遂げたのはTCOのみとみられる。TCOは、当時爆発的な成長を遂げていた量販製品（特にコンピュータのモニタ）に焦点をあてた全く新しいスキームを導入した。TCOのコンピュータ・モニタ向けのスキームは広く環境へのインパクトを考慮したものであった。世論の関心が高い特定の懸案（放射物の人体への影響）に力を入れることで、国際市場において確実に普及率を拡大し、現在では全てのモニタの50%がTCOマークを表示していると推定されている。
- b) ノルディック・スワンもまた著しい成長を遂げたが、地理的にはスカンジナビア諸国にほぼ限定されている。このスキームは90年代前半から成長がみられた。93年にはゼロであったスキームの登録企業数が2002年までに600社に増え、高い成長

率はマーク自体の高い認知度によっても確認することができる。しかし、最近になって、大手サプライヤーは、環境上の信用度を示す手段として、別のEMSコンセプト（特にISO14000認証）を採用し、ノルディック・スワンを中止する傾向にある。

- c) EUのエコラベル・スキームについては、成長率が増加しても、そのもととなる数字が小さいため、市場に与えるインパクトはほとんどない。92年の導入から10年間を経たものの、多分野スキームであるブルーエンジェルまたはノルディック・スワンの登録数のわずか約10%しか達成していない。
- d) このグループで最古のスキームであるブルーエンジェル（1970年代後半に導入）は、成長傾向という点では中間に位置している。90年代の成長は限られたもので、過去数年は減少傾向にさえある（97年に4,400だったライセンス数は今日では3,790に減少）。

法的基盤とガバナンス

法的基盤とガバナンスという点では、本書で検討された4つのスキームには幅があり、スキームの運営が正式な法律、規則などの制定法によるものであるかどうか、また、ある一国の管理下にあるか、それとも複数の国家グループによる超国家的な管理に服しているか、に大別される。

正式な法律への関連性については、次のような違いがある。

- a) EUのエコラベル・スキームは、運営手順が正式な法律により定義されている。
- b) TCOスキームは、政府の管理から完全に独立した組織によって運営されており、政府との関係は協議や任意協力に限られている。
- c) その他2つのスキームは中間に位置し、

政府の著しい関与はあるものの、スキームの導入根拠として実際に法律があるわけではない。ブルーエンジェルは有効な省令の枠組み内で運営されており、日々の業務の重要部分は連邦政府機関によって直接管理されている。

d) ノルディック・スワンの場合、最終管理権限は北欧諸国（スカンジナビア諸国）の閣僚理事会に属している。

一方、スキームが一国家の管理下であるか、あるいは超国家グループの管理下であるかについては、ブルーエンジェルとTCOは、独占的にそれぞれドイツ、スウェーデンの管理下にあり、両者とも他国の関与を歓迎している。EUのエコ・ラベルとノルディック・スワンは超国家組織によって運営されている。前者の場合はEU自体、そして後者の場合は北欧理事会（全スカンジナビア諸国によって構成されるグループ）である。

資金調達

本報告書でとりあげているスキームで、エコラベリング・システムとしての全体的な財務情報を公表しているものはなく、資金調達の問題は複雑かつ微妙な問題である。政府による資金援助は、中程度のものから高い水準のものまでスキーム毎に異なる。

- a) 完全な経済的自立を保っているのはTCOスキームで、全コストがライセンス収入によって賄われている。
- b) 複雑かつ費用のかかる運営構造をとっているのがEUのエコ・ラベルで、登録数が低いためEUの関係当局、または各加盟国からの資金以外の収益源はほとんどない。
- c) ブルーエンジェルは、ドイツ政府が全面的に資金を負担している部分とライセンス収入により賄われている部分の二つに予算が分かれている。
- d) ノルディック・スワンは現在政府から

の資金援助（1国の総費用の5%）を多少受けながらも、ほぼ完全に経済的に自立しているが、様々な作業グループや委員会のメンバーからの無料奉仕に依存している。

3. 4つのスキームの詳細

(1) EUのエコ・ラベル



<http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel>

本調査の対象となっているスキームのうちEU当局自体によって運営管理されているのは、このスキームのみである。92年に初めて導入され、2000年に修正されたこのスキームはEUの環境政策における重要な要素として常に位置付けられてきた。

エコ・ラベルは、導入以来、徐々に拡大してきたが、現在のところ多くのユーザーを引き付けられずにいる。その理由としては、この種の環境問題の優先度について欧州としてのコンセンサスがまだ形成されていないことが挙げられる。また、例えば京都議定書や排水に関する環境規制などの環境プログラムについて政府レベルでコンセンサスを達成することができるものの、消費者レベルでの環境問題への意識はEU諸国によって大きな差がある。

a) 範囲、規模および対象分野

現在21分野が対象となっており、対象分野は増加する予定である。その意味で、EUのエコ・ラベルの対象範囲分野は広い。エコ・ラベルは電気製品と非電気製品の両方を対象としている。電気製品の例としては、コンピュータ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、食器洗い機があり、非電気製品の例としては、繊維および紙製品、洗剤、土壌改良剤、塗料および

靴製品がある。

しかし導入10周年を迎えても、登録数は低水準にとどまっている（最近の記録では登録数は約350）。欧州委員会はエコ・ラベルの普及拡大を狙って、新たな方針を策定しており、その中には広告宣伝活動の強化やEU内のより強力な国家スキームがEUのエコラベル・スキームと競合するのを阻止する新たな方策も含まれている。現段階でこの新たな施策が成功するかどうかを判断するのは時期尚早である。

b) 法的基盤とガバナンス

本報告書で検討しているスキームの中で、原則や主な運営メカニズムが法律で規定されているものはEUのエコ・ラベルのみで、閣僚理事会規則（レギュレーション）1980/2000 OJ L237 21.9.2000で規定されている。EUの立法制度では、このような『規則（レギュレーション）』は各EU加盟国で直接適用されなければならない。

同規則の主な特徴は次のとおりである。

- ・ 予防原則と持続可能な発展の目標を中心としたEUの環境政策を尊重する一般的義務がある（第1.4条）。

- ・ この義務を支えるものとして義務目標が第2.2条で設定されている。EUにおける意義のある総売上、このスキームを通じて最適化することのできる意義のある環境上のインパクト、エコラベル・スキームによる製品の差別化を通じて消費者の選択に大きな影響を与えること、について定められている。

- ・ この規則によって、スキームの日々の業務に重要な役割を果たす以下の4つの機関が定められている。これら4つの管理機関の詳細情報は、

<http://europa.eu.int/comm/environment/>

[ecolabel/background/pm_eueb.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel/background/pm_eueb.htm)

で入手することができる。

- 欧州委員会

- EUエコラベリング理事会（EUEB）

- いわゆる規制委員会

- 諮問フォーラム

- ・ 上記の他2つの機関（欧州議会および閣僚理事会）が関与する場合もあるが、上記4機関間に意見の違いがある場合に限られる。

- ・ 欧州委員会は法律そのものを作成、提案し、法律の条文や法的資源への変更を提案する権限を有する。

- ・ EUEBは中央的運営機関で、加盟国と諮問フォーラムの代表者で構成されている。EUEBの役割は規則の前文第14項で定められている。

- ・ 本スキームを効率的かつ中立的に実施するためには、エコ・ラベルの基準の設定、見直し及び評価検証要件に関する業務を適切な機関、すなわちEUEB（EUエコラベリング理事会）に委託する必要がある。EUEBは規則（EEC）No 880/92の第9条の下で加盟国により既に指定された権限機関並びに全ての利害関係当事者の均衡参加を確保すべき諮問フォーラムによって構成されるべきである。EUEBの議長は、EU理事会の議長国が務めている。事務局は欧州委員会内に置かれる。

- ・ 欧州委員会は、EUEBの活動において、各製品で中小企業、職業組合、労働組合、貿易業者、小売業者、輸入業者、環境保護団体や消費者団体を含む業界やサービス提供者など全ての利害関係当事者が均等に参加できる機会を確保する（第15条）。EUEBの手順規則は規制委員会との協議により欧州委員会が定める（第13条）。

また、EUEB権限の下に3つの管理グループが設置されている。これらのグループにつ

いての情報は下記のウェブサイトから入手することができる。

http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel/background/pm_managementgroups.htm

- 政策管理グループ
- 協力調整管理グループ（このグループには、国家エコラベル・スキームの運営機関の参加が呼びかけられている）
- マーケティング管理グループ

・規制委員会（第17条）は委員会を補佐し、自らの手順規則を定める。規制委員会の構成は詳細事項を定める別の文書（決定1999/468 OJ L184 17.7.1999）で定められている。

・諮問フォーラムは次のグループの代表者で構成される。リストは、

<http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel/consultantforum.htm>

で閲覧することができる。

- 雇用者連盟（UNICE）
- 零細企業雇用者連盟（UEAPME）
- 小売業者連盟（Eurocommerce）
- 環境NGO（EEB、詳細はwww.eeb.orgを参照）
- 欧州連盟を通じた消費者団体（BEUC）
- 労働組合連盟（ETUC）

このかなり複雑な体制は次のように作用する。

・EUEBまたは欧州委員会は、ある製品グループについて基準作成のための手順の設定を要請することができる（第6.2条）。

実際の基準草案はEUEBの監督の下で作成される（第6.3条）。

・草案はまず欧州委員会で可決されなければならない、欧州委員会はこれを規制委員会に提出するか否かを決定する。

・各製品グループの基準の承認決定並びにその有効期間は、EUEBとの協議の後、規制委員会が定める（第6.1条で定められている手順）。

c) 資金調達

EUのエコ・ラベルの申請手数料は300ユーロから1,000ユーロと幅がある。年間手数料は1製品につき最低額を500ユーロ、最高額を2万5,000ユーロとした売上高の0.15%である。零細企業については若干の割引が適用されている。

登録数が低いため、スキームにはEU当局や各加盟国からの資金援助を除く収益源はほとんどない。

しかし、EUのエコ・ラベルは汎欧州の性質を帯びているため、基準の選別や申請の評価といった基本的費用のみならず、各国の代表組織や国際委員会などの多国間体制をとるために必要な費用も援助しなければならない。資金は、例えば中枢的な事務費や対象分野および基準に関する外部研究費を支払っている欧州委員会、または国内代表組織を管理するEU加盟国によって負担されている。

(2) ブルーエンジェル



www.blauer-engel.de（メインのウェブサイト。一般公衆や産業界向けにスキームに関するデータ公表）

www.umweltbundesamt.de（ドイツ連邦環境庁-UBA-のウェブサイト。UBAはロゴとスキームの最終管理権限を持つ）

www.ral.de（スキームの下で全ての申請の評価とライセンスの発行を担当している独立非営利機関であるRALのウェブサイト）

（ブルーエンジェルの名称についての注記：ドイツ語ではこの名称は文法構造によって、Blauer Engelと綴られたりBlauer Engelと綴られたりする。例えば、次のメインのウェブサイトでは後者の綴りが採用されている。こ

の2つの間に意味の違いはない)

ブルーエンジェルを表すこのスキームのロゴは、もともとは国連の所有財産であった。70年代に国連はドイツ政府に対してこのロゴを環境ラベルの目的で独占的に使用する権限を与えた。ブルーエンジェルの最初のライセンスは塗料およびワニスの分野で77年に付与された。現在はロゴと国連の間に何ら組織的関係は存在していない。

現在、ロゴはブルーエンジェル・スキームの専用となっており、最終的にはドイツ政府が管理している。スキームの運営については、ドイツ内の2つの組織が中心的役割を担っている。

- ドイツ連邦環境庁 (Umweltbundesamt、以下 UBA)

ドイツ連邦政府機関であるベルリンのUBAはマークおよびその使用について最終管理権を有している。UBAは対象分野および各分野におけるラベルの付与基準を決定する。これらの業務の遂行にあたって、UBAは社会の様々なグループで構成され独立性が期待されているいわゆる環境陪審団を利用する。環境陪審団は全面的にドイツ政府の資金援助を受けている。UBAのホームページやその他の場所にこのロゴが表示されていることから、UBAにとってのブルーエンジェルの重要性をうかがい知ることができる。このロゴはドイツ政府の環境への関心度を示すサインとして常時利用されている。

- RAL^(注3)

ボン近郊のザンクト・アウグスティンに所在する独立した非営利の非政府団体。RALは個々の製品にブルーエンジェルを付与し、ブルーエンジェル・スキーム

の運営のバックアップ業務を遂行する独占的権利を有している。RALは、具体的に基準をどのように適用するかまたは評価するか(例えば、自己適合宣言を認めるか、それとも特定の第三者によるテスト報告書が必要か)を決定し、申請の評価を行い、申請の認定または却下を行う。UBAと同様に、RALもまた独立した専門家による業務支援を受けている。RALは政府からの資金援助を受けておらず、運営費はラベル使用権の付与手数料とライセンス料により賄われている。

a) 範囲、規模および対象分野

ブルーエンジェルは、電気製品および非電気製品の両方を対象に、約60種3,790件のライセンスを交付している。ノルディック・スワンやEUのエコ・ラベルと異なり、繊維を対象としていない。これはおそらく、この分野ではドイツで既に安全に焦点をあてた主要なマーキングシステムが存在していることが理由の1つであろう。ブルーエンジェルは、電気製品の分野では、ノート型パソコンを含むコンピュータ、プリンタ、ファックス機、TV、コピー機、冷蔵庫および洗濯機を対象としている。運営機関は、携帯電話を対象に含めることを検討している。しかし、登録数という点では電気製品は主要分野ではない。現在ブルーエンジェルが最も広く利用されている3分野は、再生紙、塗料、絨毯であり、これら3分野をあわせた登録数は全体の3分の1を占める。

b) 法的基盤とガバナンス

EUのエコラベル・スキームと異なり、スキームの範囲や運営手順を定める正式な規則や法律は存在しないが、基本的な文書や手順

(注3) 戦前に命名された「Reichs-Ausschuss für Lieferbedingungen」の略であるが、現在遂行されている任務のとは意味がかけ離れており、常に「RAL」と呼ばれている。

がいくつか存在する。

出発点は、UBAの純粋な内部文書で、これは要請により一般公衆が入手することができる。この文書「エコ・ラベルの付与とエコ・ラベル陪審団の運営手順の大原則」の最新版は2002年5月のものである。

この文書は要請により一般公衆が入手することが可能であるが、ドイツ語のみであり、また電子ファイルはない。この文書は一度も正式に公表されておらず、その法的な位置は不明であるが、実務面で省令の一種として取り扱われているようである。

この文書の主な特徴は次のとおりである。

・所有権：ブルーエンジェルの所有権がUBAに属することが定められている。

事務局：UBAをスキームの運営事務局と指定している。

最終意思決定機関：スキームに追加する分野およびそれらの分野で適用される基準を承認する意思決定機関はエコ・ラベル陪審団（Jury Umweltzeichen）であると定めている。また、陪審団の規模と任命にあたっての原則についても定めており、陪審団は適切な社会グループ全てを代表する最高15人の個人によって構成されなければならないとしている。陪審員は連邦環境省が提案し、ドイツ各州の環境大臣の承認を受けなければならない。陪審員は所属政治機関に関係なく選別されなければならない。報酬は支払われない。

・中間見直し機関：事務局は、エコ・ラベルの新しい基準を上記の意思決定機関に提案するに先立ち、これを最高3人からなる専門家委員会による検討に付さなければならない。この専門家委員会は、案件毎に個別に構成され、ドイツの主要な産業連盟、ドイツの消費者団体連盟（ドイツの消費者団体

連盟の任命は、更に、任意の環境団体、ドイツの中心的な消費者団体、また適切な場合には労働組合から任意の形で承認を受けなければならない）およびUBA（UBAが希望する場合は第3の専門家を加えることができる）の3者によって任命される。

この陪審団の手順規則は別の文書により定められており、この手順規則には、陪審団のみが手順規則を変更することができる定められている。特徴的な点は、評価機関であるRALにオブザーバーとして陪審団会合に出席する権利を認めている点である。

ブルーエンジェル・スキームで独占的な製品評価権を与えられているRALは別の立場を与えられており、RALについては別の規則が適用される。非営利組織として設立されたRALは内部規則を定めている。RALは、産業品質協会の代表者100人以上で構成される理事会によって管理されている。理事会会合は年に1回のみで、理事会には特に決まった運営上の役割はない。

スキームの日々の運営を別として、RALの運営手順の中で最も重要な部分はおそらく専門家審理と呼ばれるものであろう。専門家審理はラベル付与についての新しい基準が発表された時に開かれる。RALは基準の定義については何の権利ももたない（この部分についての責任は上記の環境陪審団が負う）が、どのように基準を適用するべきか、またどのテスト要件を求めるかを決定する。

専門家審理の大原則は、基準の定義に適用されている大原則を手本としている。産業界および消費者団体との協議は行われなければならない。このため、評価の基盤ではなく協議プロセスが細かく定義されている。例えば、協議プロセスの結果、特定の機能について第三者のテスト認定を使用するか却下するかについての勧告を出すことができる。また、特定のテスト機関を強制することもしないこと

もできる。このような問題について厳密な規則はない。唯一絶対的な規則は、事前に規定された形式で協議を行わなくてはならないというものである。

ブルーエンジェル・スキームでは、外部の規格を全面的に認定することはしていない。各分野には独自の基準がある。コンピュータ機器についての基準には、国際規格とその他の規格が混在しており、視覚人間工学（EN-ISO 29241-3）、GS承認（オフィス機器に関するZH1-618）、MPRII 低放射、エネルギー消費、電気および火災安全、（EN 60950/IEC950）、EU指令に基づく電磁両立性（EMC）などが含まれている。基準、基準の原点、承認方法は分野毎に大きく異なっている。

c) 資金調達

ブルーエンジェルは費用を2つの部分に分けている。1つは分野の選別、基準の策定およびスキーム全体の監督であり、これについてはドイツの政府機関が全面的に資金を負担している。2つ目は、評価手順の策定、評価プロセス、ライセンス発行および監視で、これはライセンス収入により自給的に賄われている。

RALは、その活動の経済的自立を証明するために別の内部勘定を作成しているが、その内容は公表されていない。手数料によって約25人分の人件費が賄われていると推定される。

手数料としては、1回だけ支払う費用として約150ユーロ、および1製品モデルにつき最高2,200ユーロの売上高に応じた額を年間ベースで徴収している。義務的な第三者テストの費用は全て申請者の負担となっている。

ブルーエンジェル・スキームの運営費は非常に大雑把な推定では、500万ユーロから1,000万ユーロとみられる。この範囲は、ライセンス数、中間的な手数料、RALの活動費、

ドイツ連邦環境庁からの限られた資金援助を考慮して出した概算である。

(3) ノルディック・スワン



<http://www.svanen.nu>（スカンジナビア諸国で最大のスキーム運営機関であるスウェーデンの運営機関のウェブサイト）

<http://www.norden.org>（ロゴおよびスキームの最終管理権限を有する北欧理事会のウェブサイト）

ノルディック・スワン・スキームは、スカンジナビアの5カ国（スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドおよびアイスランド）の政府間フォーラムである北欧（閣僚）理事会の決定により89年に設立された。このスカンジナビア5カ国は旧ソビエト連邦であるバルト海諸国とも連携関係を持つ。

1950年代に設立されたこの理事会は基本的に共通関心分野における政府議会間の協力の場である。環境問題は共通関心分野の1つであり、閣僚理事会は年次会合に加えて、現行で年間約4,000万ユーロの予算を環境問題に割り当てている。理事会はコペンハーゲンに事務局を置き、政府間条約に基づき設立されている。

ノルディック・スワンのロゴは、ノルディック・スワンを所有している北欧理事会のロゴに若干の変更を加えたものである。

a) 範囲、規模および対象分野

EUのエコ・ラベルやブルーエンジェルと同様にノルディック・スワンは約60分野を対象としている。対象分野としては、繊維、製品（梱包製品、印刷紙、ティッシュペーパー、おむつ）、電気製品（コピー機、プリンタお

およびFAX機、冷蔵庫、洗濯機、食器洗い機）IT製品、建設資材、化学薬品なども含まれている。

このスキームは全面的にスカンジナビア諸国で提供・運営されており、スカンジナビア諸国で販売されていない製品の登録はない。

1つの製品についての定義、すなわち1製品における複数のモデルは1つの製品なのか、それとも複数の製品なのかについては定かではないが、現在3,000から1万点の製品で使用されていると推定される。

このスキームが市場で本格的に認識されたのは1990年代中頃である。例えば、このスキームの最強拠点であるスウェーデンにある事務局の職員数は95年には5人だったが2002年には35人へと増加した。93年にはゼロであったスキームへの登録企業数が2002年までに600に増えた事実もまたこの成長を示している。しかし、最近になって、特に紙製品などについて、大手サプライヤー数社は、環境上の信用度を示すより効果的な方法として別のEMSコンセプト（特にISO14000認証）を採用し、ノルディック・スワンの採用を停止した。スキーム全体の最近の成長は主として印刷および出版に依拠している。ノルディック・スワンの運営機関は、再成長のためにサービス分野などの新たな分野を加えることを計画している。

b) 法的基盤とガバナンス

ノルディック・スワンのガバナンスはブルーエンジェルに比べて複雑である。これは主にノルディック・スワンが超国家的な存在であることによる。環境保全と利害の均衡という点で、ノルディック・スワンはブルーエンジェルと同じ目標を掲げているが、ノルディック・スワンの場合各国の利益を反映させるために更にもう一層の調整が必要とされている。

ガバナンスの出発点は前述のとおり、ロゴ

の最終使用权を管理する権限を握る北欧理事会である。北欧理事会は様々な欧州の手順、制定法および協力条約の下で運営されているが、これらの文書の英訳は入手することができない。北欧理事会はあらゆる意味でノルディック・スワンの最終管理権を握っている。

しかし実質的には、北欧理事会の運営責任は全てNGO機関に委譲されている。ノルディック・スワン・スキームの運営は、ブルーエンジェルのような政府事務局は存在せず、形式的には政府からの直接的な関与からは独立している。

業務は、超国家次元と国家次元で遂行される。

・超国家次元での調整

この超国家機関は、1989年に北欧理事会の日常の関与を受けずにスキームを監督運営する北欧・エコラベリング理事会という名称の独立機関を設立した。北欧・エコラベリング理事会は、スキームの対象分野と適用基準の決定責任を負い、規則と呼ばれる内部手順規則を定めている。エコラベリング理事会の決定は全会一致で採択されると報告されている。

・国家次元での業務運営

北欧・エコラベリング理事会は日々の業務責任をメンバー諸国の代表機関に委譲しているが、これらの代表機関のなかには政府機関もある。

以下は、最大のスキーム採用国でありユーザーであるスウェーデンの国家代表機関の運営を検討したものである。組織体制において重要な点は、利害の均衡を達成するための一貫した試みがみられる点である。

・スウェーデン政府が、SISエコラベリングと称する地域代表機関の議決権の10%を保有し、残りの議決権は政府の関与を受けているスウェーデンの標準化委員会によって保有されている。SISエコラベリングは申請の評価と執行を含むス

キームの運営を全面的に担当している。
・SISエコラベリングの意思決定機関は更に2つの機関の管理に服している。

- 国家エコラベリング委員会は新しい提案に対する協議の場として機能する。6人のエコラベリング委員会の役員は、スウェーデン環境保護理事会から1人、スウェーデン政府から直接派遣されている職員2人、フレンズ・オブ・アース(NGO)から1人、スウェーデン流通業連盟から1人、スウェーデン標準化機関からの1人で構成されている。

- 基準を担当しているスウェーデン・エコラベル協会には9人の理事(ディレクター)がおり、これら9人の役員はそれぞれ世界野生保護基金、スウェーデン流通業連盟、スウェーデン工業連盟、国立化学薬品検査委員会、フレンズ・オブ・ザ・アース、スウェーデン自治体協会、環境保護委員会、スウェーデン消費者庁およびスウェーデン消費者理事会を代表している。

ブルーエンジェルと同様に、このようなガバナンスのレベルで適切に利害の均衡がはかれるのであれば、更に普遍的な大原則は必要ない、と想定されているようである。例えば、第三者によるテストを利用するか否かについての標準的要求は存在しない。決定は各分野のスキームにおける基準を背景に個別に行われている。

c) 資金調達

ブルーエンジェルと異なり、ノルディック・スワンでは、製品の選別、基準設定、申請の評価、コミュニケーションの機能は全て1つの組織体制とシステムで遂行している。スキームの最大の運営国であるスウェーデンでは、35人いる職員の人件費の5%が政府からの直接助成金で賄われている点を除けば、

経済的自立が保たれている。超国家的な次元では、ロゴを所有しスキーム全体の最終管理権限を持つ北欧理事会がスカンジナビア地域での様々な環境協力プログラムを支援する予算を僅かに持っているが、予算の一部がノルディック・スワンに充てられているか否かを確認することはできなかった。

ノルディック・スワンでは現在政府からの資金援助を総費用の5%程度受けていることを除けばほぼ経済的に自立している。作業部会メンバーの無料奉仕から大きな恩恵を受け続けてはいるものの、直接費用のほとんどは手数料で賄っているようである。

ノルディック・スワンは普及率が高いこともあり、今回の対象スキームの中では、最も高い手数料を課している。手数料は、1回だけ支払う申請手数料として約1,500ユーロ、および年間ライセンス料として1生産拠点につき(1つの生産拠点には複数の製品が含まれることもある)最低額を1,000ユーロ、最高額を3万ユーロとした売上高の0.4%である。これにはノルディック・スワン事務局による(スカンジナビア内での)管理訪問費が含まれるが、義務的テストにかかる費用は全て申請者の負担となっている。

(4) TCOスキーム



www.tco.se または www.tco.se/eng/index.htm

TCOは120万人の労働者を代表するスウェーデン事務労働者組合連合である。TCOスキームは、今回対象となった他のスキームとは異なり、様々な意味でユニークである。

主製品であるコンピュータ・モニタ(CRTとフラットモニタの両方を含む)のラベルの市場普及率であるが、TCOは、両方のカテ

ゴリーで世界の製品の50%が上記に示すTCO99のラベルを表示していると推定している。これは、他のどのスキームの普及率をも遥かに超えている。TCOは非常に限られた分野において基準を設定し、世界にこれをクリアすることを奨励することにより成功を収めた。

エコラベリングにおけるTCOの主な関心点は、オフィス機器にある。これを背景として、TCOは80年代にコンピュータのモニターからの放射物を計測する技術を開発した。これは、世界中で関心のある問題で、TCOは様々な環境基準と組み合わせた技術の完成に6年を費やし、92年にスキームを立ち上げた。TCOの協議戦略もまた同様にユニークである。複雑な規則に基づいて委員会を設置しており、また、様々なカテゴリーの機関からの代表者を求める代わりに、TCOはインターネットを活用している。TCOは提案を公開し、効果的な情報プログラムを利用することにより、決定が下される前に意見を求める仕組みをとっている。

a) 範囲、規模および対象分野

TCOはエコラベリングにおいて、その関心領域をオフィス機器に限定している。CRTコンピュータ・モニターから始まって、最近になってフラット・モニターが追加された。対象製品の大多数は依然としてコンピュータ・モニターである。また、その他のIT製品も追加され、最近パソコン用として初のTCO99ラベルが発行された。TCOはまた、キーボード、プリンタおよびコピー機も対象としている。現在TCOは、携帯電話用に新しいマーク（本セクションの冒頭右側に表示）の導入に向けた作業を行っているが、携帯電話の登録はまだ行われていない。

TCOラベルをエコ・ラベルとして分類することは正当であるが、TCOは他のスキームとは全く異なった点に注目している。

TCOは外部環境（生態学的環境）よりも職場環境に焦点をあてていることである。視覚的人間工学、電磁波放出、安全性および騒音などの問題を対象としているが、省エネや生態学的検証といったその他の問題もとりあげている。

TCOはまた成長の面でも大きく異なっている。4つのスキームの中で90年代に国際的に大きく成長したスキームはTCOのみである。コンピュータ・モニターのTCOスキームが広い意味での環境へのインパクトを考えるものであるにもかかわらず、特に広く公共の関心を惹きつける1つの点 - 人体への（電磁波の）放出 - に焦点を絞ったことがその理由と考えられる。TCOは順調に市場での普及率を伸ばし、現在のライセンス数は1,500程度である。

b) 法的基盤とガバナンス

TCOは外部からの法的または手続的な制約を受けずに独自の決定を行い、一般からの認知を確保するために基準の完全な透明化を図っている。

TCOのエコラベリング・スキームは、スウェーデン専門職員連盟の一部であるTCOディベロップメントが保有、運営している。TCOディベロップメントの管理委員会は4人で構成されている。1人はTCO中央事務局が任命し、残りの3人はTCO連合のメンバーから選出される。また、管理委員会には専門的アドバイザーがいる。

TCOは、政府またはその他の機関の承認を受けるが、これらの機関と協議を行う義務を負わない。しかし、法的根拠はないとはいえ、実際には様々なグループとの広い協力体制が敷かれてきた。例えば、

- ・1980年代後半、スウェーデン政府は無料で調査を行うことでTCOの最初のラベリング・スキーム開始を支援した。政府からの支援がなければTCOは調査費用

を調達することはできなかつたであろう。

- ・TCOはリファレンス・グループと呼ばれるグループを設立、維持している。このグループの中でTCOは新しい基準の作成や既存の基準の変更について製造会社と協議を行っている。

おそらく最も重要な点は、TCOがインターネットを開放的に利用して均衡をとっている点であろう。スキームに新製品を加えて特定の評価基準を導入する場合、重大決定を下すかなり前に英語による草案を公共のウェブサイトに掲載し、あらゆる人からの意見を奨励している。

新しい基準の策定においては次の具体的協議ステップが適用される。

- ・概念づくり。正式な構成は定められていない。実行可能性を検討するために外部のR&Dが含まれる場合がある。TCO事務局が直接管理している。
- ・TCO管理委員会による概念の承認。
- ・基準草案を作成する2つのグループが設立される。いずれの場合においても草案は主にスウェーデン語で作成され外国人の関与を図る体系的な試みはない。2つのグループの構成を定義する正式な規則（例えば、定められた利害関係者の参加を義務化するなど）はない。
- 実際の草案を行う準備グループは、TCO事務局が自由に選出する5、6人の者で構成されるが、このグループの構成についての正式な規則はない。通常は、内部職員と外部の専門的コンサルタントの混合グループである。唯一の一般的大原則は、エコ・ラベルに関するISO14024要件を尊重することである。
- ユーザー・リファレンス・グループは準備草案の見直しと懸念事項についての助言を行う。このグループは通常15人ほどで、労働組合の代表者の参加が圧倒的に多い。TCOの内部職員と海外代表者が

含まれる場合もある。製造業者はこのグループには参加していない。

- 基準の最終草案の作成。これは英語のみで作成される。
- 公的な協議の段階。草案はTCOのウェブサイトに掲載され、関心のある者はいかなる者であれ意見を述べることができる。さらに、草案はTCOが把握している利害関係者に積極的に配布され、利害関係者の意見が求められる。この草案配布先の構成について正式な規則はないが、TCOは問題となる分野の製品の主要製造会社が全て含まれるように努めている。モニタの場合、草案配布先は500社にのぼる。協議段階は約6ヵ月間続く。
- 基準の最終化と新しいマークの立ち上げ。

c) 資金調達

導入初期にはスキームのパラメータ定義のための調査の提供を無料で受けるという形で政府の援助を受けたが、今日TCOは政府からの援助を一切受けておらず、その他の資金源は全て様々な作業グループや理事会のメンバーによる無料奉仕の形で賄われている。1つの組織単位（TCOディベロップメント）の中で、13人の職員が対象分野の選別、基準の策定、テスト手順の定義、申請の評価、コミュニケーション、ラベル使用に関するライセンス付与の手续全体のモニタリングを行っている。この13人と外部のテクニカル・コンサルタントの人件費やスキームの乱用防止のために市場調査の一環として行われるテスト費用は全てスキームからの収入で賄わなければならない。スキームの総収入は年間350万ユーロから450万ユーロと推定される。

TCOディベロップメントは外部からの資金援助を全く受けておらず、全ての費用は次の手数料によって賄われている。

- ・特定のモデルのライセンスに関して1回だけ払う「設定料」は8,000ユーロと推

定され、TCO認可の第三者認定機関の費用とTCOの設定費用に50%ずつ分けられる。

- ・年間ライセンス料は5,000スウェーデン・クローナ（以下Skr、約500ユーロ）
- ・年間ライセンス料が低いため、事務局にとって回収は煩雑であり、コンピュータ・モニタの取替えまでの典型的な寿命が2年を超えることはないので、TCOは年間ライセンス料を廃止して、その代わりに製品寿命の間有効な1回だけのライセンス料に変更することを検討している。

このデータから認定によるTCOの合計年間収入を推定すると、 $(1,500 \times 500 \text{ユーロ} - \text{現在有効なライセンス数合計}) + (700 \times 4,000 \text{ユーロ} - 2001 \text{年の} 1 \text{回払い設定料})$ を算出すると合計355万ユーロとなり、そこから12人の職員、関連事務費用、約15万ユーロと想定される調査費（外注調査費）および市場監督活動費が賄われる。

4．一般公衆の認知度およびインパクト

登録数を別にすれば、エコラベリングのスキームに対する外部社会（一般公衆または企業）の認知度を示す唯一の証拠はスカンジナビア諸国に求めることができる。

スウェーデンでは、2年に1回スウェーデンの全人口をカバーできるように伝統的統計手法を用いて2,000人を対象にノルディック・スワンに対する一般の認知度に関する意識調査を正式に行っている。ノルディック・スワンへの一般の認知が確立されたのは90年代初めである。96年には95%の人がマークを見たことがあると答え、90%の人がそのマークが環境保護を示すものであることを知っていた。その後98年および2000年に行われた調査でも同じ結果が報告されている。次の調査は今年後半に実施される予定である。

消費者や環境を擁護する様々なNGOがエコラベリングへの支持を公にしているが、一般公衆からのより広い認知を示す証拠はない。

この印象を確かめるものとして、次の点が確認された。

- ・ドイツではブルーエンジェルの認知度に関する体系的なアンケート調査は認知度が70%だった90年初頭以降行われていない（当時、エコ・ラベルはスウェーデンよりもドイツで高い認知度を誇っていたことはほぼ確かである）
- ・2002年になって欧州消費者組織の連盟が初めて汎欧州レベルでエコ・ラベルに関する調査を実施しており、2003年末にはその結果が出るものと期待されている。この調査では次の3つの質問を行っている。買い物をする時、環境に優しい製品を選ぶか、EUのエコ・ラベル（またはEUフラワー）を知っているか、エコ・ラベル製品がどこで売られているかを知っているか。質問が初歩的な内容であることはから、欧州の消費者はエコ・ラベルに関する初歩的な知識を持っていないものと考えられる。
- ・EUの3大経済国であるドイツ、フランスおよびイギリスの主要工業連盟に対し、加盟組織に対してエコ・ラベルに関するアンケート調査を行ったことがあるか否か、他の組織がこれに関して行ったアンケート調査について知っているか否か、国内企業に対してエコラベリングに関する意見や指針を出したことがあるか否かを尋ねたところ、いずれも3つの質問に対する答えは「否」だった。

しかし、エコラベリングのインパクトを示すデータが全て消極的という訳ではない。エコラベリング・スキームや環境管理システムの参加企業のウェブサイトを検討したところ、より前向きな結果が得られた。これは、

.....

企業がエコラベリングをウェブサイトという媒体でかなりのスペースを割いて一般公衆にアピールする必要があるほど重要な問題と認識しているかどうかを判断することを目的としたものである。

その結果、エコラベル・ライセンス保有企業の中には、ライセンス保有の事実についてウェブサイトで全く触れていない企業もあった。逆に声高にライセンス保有を唱えている企業もあり、企業間に扱い方の大きな幅が認められた。後者の良い例はドイツの大手日本企業、キヤノンの在独法人（www.canon.de）である。同社は同社のウェブページの高位部分を環境問題に割り当てており、主要事項としてエコ・ラベルにも触れている。

環境問題の重要性を認識している企業については、エコ・ラベルに潜在的価値があるとの考え方は強まりつつあるが、この考え方が広く普及していることを示す証拠は何もない。また、この考え方が広まりエコラベリングが欧州市場を通じて大きな力を得るようになるか否かを判断するのは時期尚早である。

一方、EUの中心的スキームは何故もっと大きなインパクトを与えることができなかったのかという理由としては、この種の環境問題の優先度について欧州レベルでのコンセンサスがまだ形成されていないことが挙げられる。EUは（京都議定書や排水に関する環境規制などの）環境プログラムについて政府レベルでコンセンサスを達成することができるものの、消費者レベルでの環境問題への意識は国によって大きな差がある。また、EU内には原子力発電所を幅広く認めている国がある一方で、これを激しく拒否している国もある。このような違いがエコラベリング・スキームの欧州レベルの急速展開を不可能にしていることをEU当局が公に認めたことは一度もないが、非公式な議論ではこの困難は認識されている。EU当局は、環境問題の優先度についての見解が各国間で大きくかけ離れて

いるため、妥協が必要とされるが、妥協の結果導き出される最終結果は、どの国の消費者にも受け入れられないような内容となるという事実を認めている。

EUメンバー国内で地域的なコンセンサスを形成しようとする試みがより成功を収めているように、同じ言語を共有し、同じ圧力を受けている小さく柔軟な集団ならば、環境基準についてもより簡単に合意を形成することができるだろう。スカンジナビア諸国（ノルディック・スワン）の場合は、EU同様に複数の国を対象としているものの、長い親密な協力関係の歴史を有している。

TCOの場合は、狭い分野（コンピュータ・モニタ）に対する国際的な懸念が国際的なラベリング・プログラムという形で具現化されたものと言える。すなわち、特定の分野に絞ったグローバルなプログラムの方が、複数分野を対象としてEUのように多様な地域で行うプログラムより前進しやすい。言い換えれば、EUのプログラムの失敗は、共通の社会目標の下で1つにまとめられるほど狭い地域を対象としておらず、かといってテレビ画面の健康への悪影響など増加傾向にある特定分野でのグローバルな問題に取り組むほど広い地域を対象としていないということであろう。

5．エコ・ラベルと国際規格との関係

(1) ISO14000シリーズの整合性

以上のエコ・ラベル制度は、全て第三者認証制度であり、ISOのタイプ 環境ラベル表示制度に該当する。従って、EUエコ・ラベル及びノルディック・スワンにおいては、ISO14024について明確に言及し、適合性を確保している。

一方、他の制度においては、ISO14024への明確な言及はない状況である。しかしながら、ブルーエンジェルについては、ヒアリング調査を行ったところ、90%整合性が取られ

ているとの結果であった。

ISO14024への適合は強制的なものではなく、各ラベル制度はそれを遵守する義務を有さないが、それぞれの制度とのバランスを取りつつ、適合するべく対応が取られつつある。

(2) 個別要求事項と規格との関係

ISO14024は、エコ・ラベル制度の全般的な基準として制定されているものであるが、個々のエコ・ラベル制度には、個別製品毎のクライテリア（認定のための基準）が別途制定されている。例えば、ラベル表示が認められるティッシュペーパーには何%以上のリサイクルパルプが使用されるべきといった技術的要求事項である。

これらの要求事項と、国際規格、国家規格との間には、明示的な関係は存在しないのが一般的であるようである。それぞれの制度の機関は、全くのフリーハンドを確保する傾向にある。

一方で、これら要求事項は、エネルギー消費量などの測定方法と、エネルギー消費量いくら以下の製品にラベル表示を認めるといったしきい値の二つの基準から構成されるが、の測定方法に関しては、一般的に国際規格や国家規格などの外部の規格をそのまま導入することが多いようである。

例えば、TCOの要求事項は、ISO、IEC、EN規格と整合性が取られている。また、ブルーエンジェルにおいては、コンピュータ製品の要求事項は、視認性についてはEN-ISO 29241-3、電気安全に関してはIEC60950、EMCはEU指令、その他はGSの基準をミックスして使用している。

(3) 適合性評価制度の整合性

また、適合性評価のシステムに関しては、ISO14024上、ISO/IEC17025、ガイド65及びガイド22を活用することを推奨しているが、

現時点では、ラベル機関毎に独自の制度の構築しているようである。

(4) 要求事項の整合化の動き

ISO14024のような一般的なラベルに関する規格の制定を超えて、個別製品の要求事項の国際的な整合化を図ろうとする動きが起こりつつある。

GEN（グローバル・エコラベリング・ネットワーク）の動き

2001年10月に、スウェーデンメンバーの主導により、GEN（Global Eco-labeling Network <http://www.gen.gr.jp/>）からパソコンのエコ・ラベルのためのクライテリア（認定のための基準）がウェブ上で公開された。この文面には、標準や国際標準といった文言は使用されていないが、その内容から標準と呼んでも差し支えないものである。

この提案の中には、世界で最も良い事例を調査し、各制度が、それぞれの状況やローカルな実状を勘案して、選択するという制度が含まれている。例えば、エネルギー消費量については、EUエコ・ラベルをターゲットとするなどである。

しかしながら、この試みはまだ始まったばかりで、詳細は、今後のアプローチ次第である。

UNECE（国連・欧州経済委員会）の動き
GENの活動とは別に、UN/ECEが環境クライテリアのための国際規格開発の可能性について議論を開始している。しかしながら、塗料とコーティング剤の分野のみである。しかも、まだ、事前の議論が開始されたのみであるようである。

6 . 環境監査（Eco-auditing）

(1) 定義

環境監査とは、特定の事業所、工場、組織が環境マネジメントの要求に従って、運営

.....

されているかどうかを審査するものである。その対象は、個別製品の製造工程のみならず、事業所としてのエネルギー消費や廃棄製品の段階に至るまでが含まれる。

欧州では、主要な公的制度であるEMAS (Environmental Management and Audit System 環境管理・監査システム) が存在し、独自のロゴを有している。このロゴは、エコ・ラベルと異なり、製品自体の環境特性を示しているものではないため、製品には表示することは出来ないが、レターヘッドや、会社の施設などに表示することで会社自体の宣伝に用いることが出来る。

(2) EMAS (環境管理監査制度) の概要



93年設立。

事業所、工場、組織など欧州内のあらゆる分野における活動が対象。基本的にISO14001をベースとしたEMS (Environmental Management Systems) への適合性を監査により確認するもの。

EU委員会の環境総局が、各国の管理組織のサポートを得て運営。

約3,750の組織が認証を取得。

(3) EMASの動向

設立が93年とEUエコ・ラベル制度よりも遅れて開始されたにもかかわらず、認証取得

数が約3,800弱と、EUエコ・ラベルを遙かに凌駕し、最も成功しているエコ・ラベル制度と同じぐらいの普及を見せている。

しかしながら、欧州全体で広まってきていると判断するにはまだ時期尚早である。しかも、その67%がドイツに集中しており、残りのうち20%が3カ国 (オーストリア、スウェーデン、デンマーク) に集中しているなど、地域的なアンバランスが目立つ。ドイツ環境省に確認したところ、ドイツ企業の環境への問題意識が高いためというのが答えであった。

EMASとは、エコラベルとは異なり、そもそも、最低限の環境要求へ適合することを表明し、間接的ながら、環境規制当局から認定されるために始まったものである。言い換えれば、EMS認定により、同時に、他の環境規制法規によるコストを低減する効果を有する。EMASは全く任意の制度であるが、特に、最近、EU各国の規制当局が、EMASを法規制への遵守の審査手段として用いる傾向がでてきているようである。北欧のパルプ企業が、ノルディック・スワンからEMASにスイッチしようとしているのもこのような背景と関係があるように思われる。すなわち、規制との関係でコスト低減になるというメリットがかなり大きな要因になっているようである。

(4) 規格との関係

EMASは当然ながら、ISO14001と極めて近い制度となっている。ただし、ISO14001よりもチェック対象項目がより細かく規定されており、3年毎の監査が義務付けられるなど、ISO14001よりも厳格な運用となっているのが特徴である。

また、適合性評価制度に関しても、基本的にISO/IECガイドと整合性が取られている。